

認定通関業者認定公告

関税法第79条第1項の規定により、下記のとおり認定通関業者の認定をしたので、同条第4項の規定により公告する。

平成28年3月25日

名古屋税関長 石川 紀

記

1. 認定通関業者の名称及び住所

日本トランスシティ株式会社（法人番号 9190001015895）
三重県四日市市千歳町6番地の6

2. 関税法第7条の2第1項及び第2項に規定する特例委託輸入者からの依頼を受けて特例申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

- (1) 日本トランスシティ株式会社 本社
三重県四日市市霞2丁目1番地の1
- (2) 日本トランスシティ株式会社 中部支社 名古屋支店 港営業所
愛知県海部郡飛島村東浜2-1-16
- (3) 日本トランスシティ株式会社 中部支社 中部航空営業所
愛知県常滑市セントレア3丁目12-2
- (4) 日本トランスシティ株式会社 関東支社 東京港営業所
東京都品川区八潮2丁目1番2号
- (5) 日本トランスシティ株式会社 運輸事業部 横浜営業所
神奈川県川崎市川崎区東扇島27-2
- (6) 日本トランスシティ株式会社 運輸事業部 鹿島支店
茨城県神栖市柳川4123番地
- (7) 日本トランスシティ株式会社 運輸事業部 水島営業所
岡山県倉敷市南畠5丁目13番1号
- (8) 日本トランスシティ株式会社 関西支社
大阪府大阪市住之江区南港南2丁目3番44号

- (9) 日本トランスシティ株式会社 運輸事業部 北九州営業所
福岡県北九州市門司区新門司1丁目6番地
- (10) 日本トランスシティ株式会社 運輸事業部 福岡営業所
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原字鹿田819番地の1
- (11) 日本トランスシティ株式会社 関東支社 東京支店 北海道営業所
北海道石狩市新港西2丁目780番地の4

3. 関税法第67条の3第1項及び第2項に規定する特定委託輸出者からの依頼を受けて特定委託輸出申告に関する業務を行う予定の通関営業所の名称及び所在地

2. に同じ

4. 認定年月日

平成28年3月25日